

石川県公報

令和 7 年 7 月 4 日

第 13822 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示

- 消防保安課に所属する職員を消防防災ヘリコプターの
運航に関する業務のため駐在させる地の指定
（消防保安課） 1
- 医療扶助のための医療を担当させる機関の指定
（厚生政策課） 1
- 医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定
（ 同 ） 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出
（ 同 ） 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
る法律に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出
（ 同 ） 2
- 生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の
廃止の届出 （ 同 ） 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
る法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止
の届出 （ 同 ） 2

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
（長寿社会課） 3
- 救急病院の認定 （医療支援課） 3
- 救急病院となる申出の撤回 （ 同 ） 3
- 令和 6 管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表
について（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海
系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州
日本海北部系群）の一部変更 （水 産 課） 3
- 随意契約の相手方等 （出 納 室） 4
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設の届出の公告 （経営支援課） 4
- 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告
（ 同 ） 5
- 入札公告 （警 察 本 部） 6

選挙管理委員会

- 石川県議会議員補欠選挙につき選挙人名簿の登録に係
る被登録資格の決定の基準となる日 8

告

示

石川県告示第236号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、消防保安課に所属する職員を消防防災ヘリコプターの運航に関する業務のため駐在させる地を令和7年4月1日次のとおり指定した。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

小松市浮柳町

石川県告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市白山町5番21号	令和7年5月1日
珠洲市総合病院	珠洲市野々江町2部1番地1	令和7年5月1日
ぶなのもり在宅診療所	白山市末広2丁目75番地 COCO 1F-B	令和7年6月1日
訪問看護ステーション碧	かほく市大崎5-10-2	令和7年6月1日

石川県告示第238号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市白山町5番21号	令和7年5月1日
珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ニ部1番地1	令和7年5月1日
ぶなのもり在宅診療所	白山市末広2丁目75番地 COCO 1F-B	令和7年6月1日
訪問看護ステーション碧	かほく市大崎5-10-2	令和7年6月1日

石川県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市白山町5番21号	令和7年4月30日

石川県告示第240号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市白山町5番21号	令和7年4月30日

石川県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

氏 名（名 称）	所 在 地	廃止年月日
寺井接骨院	能美市寺井町18-1番地	令和7年5月31日

石川県告示第242号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

氏 名（名 称）	所 在 地	廃止年月日
寺井接骨院	能美市寺井町リ18－1番地	令和7年5月31日

石川県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770301099	株式会社Days	デイサービスSTBフィットネス小松店 小松市浮城町146	令和7年 7月1日	通所介護
1770600755	株式会社C.C.S	すまいる加賀 加賀市別所町2－82	令和7年 7月1日	通所介護

石川県告示第244号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
み ら い 病 院	金沢市鞍月東1丁目8番地	令和7年7月1日	令和10年6月30日

石川県告示第245号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	撤回年月日
石 田 病 院	金沢市寺町3丁目10番15号	令和7年7月1日

石川県告示第246号

令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群）（令和6年石川県告示第242号）の一部を令和7年6月19日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年7月4日

石川県知事 馳 浩

変更後	変更前
第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 9,700トン	第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 9,700トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	3,600トン
石川県その他漁業	現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	3,200トン
石川県その他漁業	現行水準

石川県告示第247号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

石川県新財務会計システム基本計画策定業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県出納室

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 6 月16日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

I T b o o k 株式会社

東京都江東区豊洲三丁目 2 番24号

5 随意契約に係る契約金額

41,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号の規定に該当するため

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和 7 年 7 月 4 日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス近岡店

金沢市近岡町883番 1 他

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 8 年 2 月 26 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,337平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 53台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 17台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 11.1立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時から午後 9 時 45 分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出年月日

令和 7 年 6 月 25 日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

9 届出等の縦覧期間

令和 7 年 7 月 4 日から同年 11 月 4 日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 7 年 11 月 4 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 4 日

石川県知事 馳

浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ小松店

小松市長田町口 1 番 1 外

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 7 年 2 月 4 日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音、振動防止意識の徹底を図り、近隣者等へ騒音・振動等が発生しないよう十分配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること（様式は市ホームページに掲載）。

また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。

(4) その他の事項

建築物等の建築又は建設の用に供する土地区画形質の変更を行う場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要があります。

建築物内の用途や面積の変更を行う時は、建築基準法の用途変更の届け出が必要になりますので、建築士等に確認を行ってください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 7 月 4 日から同年 8 月 4 日まで

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 7 月 4 日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名及び数量

警察手帳証票作成機賃貸借 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全

てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和7年7月17日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 石川県若しくは石川県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種の機器又は装置に係る借上契約の実績があること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和7年7月31日（木）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和7年8月6日（水）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年8月6日（水）午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第73号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

被登録資格の決定の基準日

令和 7 年 7 月 10 日（ただし、年齢については、令和 7 年 7 月 20 日）